

## 樹木採取権関係想定スケジュール

- 1 指定に係る公告縦覧（30日間）：令和3年7月8日～8月6日
- 2 樹木採取権制度説明会の実施：7月19日
- 3 県・市町村意見聴取：公告縦覧終了後
- 4 学識経験者に対する意見聴取：公告縦覧終了後
- 5 指定の公示：9月～10月
- 6 公募開始（公募期間：最低2ヶ月）：9月～10月
- 7 公募要領に関する説明会及び樹木採取区の現地の現況等に関する現地説明会  
：10月中旬（公募期間中）
- 8 審査・評定・選定：12月～令和4年2月
- 9 県への協議：2月
- 10 権利設定：2月
- 11 運用協定締結：2月
- 12 実施契約（第I期）締結：3月 （参考：第I期実施契約期間 ～ R6.3.31）  
事業開始